

2007年10月

各位

川崎市サッカー協会
第4種委員会
委員長 加藤 渉

川崎市トレーニングセンターU-11/12 活動方針

日本サッカー協会は、日本におけるユース年代の強化・育成のための中心的施策として1976年にトレセン制度（トレーニングセンター制度）をスタートさせ、1980年から本格的に同じ課題・テーマに基づいた一貫性のある指導が、各レベルのトレセン（ナショナルトレセン～地域トレセン～都道府県トレセン～市町村トレセン）で行われるようになっていきます。

将来トップレベルの選手になれる可能性を持った選手を発掘、年齢・所属を超えてハイレベルな環境と指導を与えることが、トレセンの第一の役割であり、そこでの目的は、「クリエイティブな選手」を育成していくことです。

トレセンは、チームとしての成功を求める「選抜チーム」ではなく、あくまでも個々の選手の育成が目的です。

この制度に対応すべく、川崎市サッカー協会技術委員会では、ジュニア（小学生高学年）とジュニアユース（中学生）を一つに併せた活動を1994年度から行っておりました。しかし近年、神奈川県サッカー協会第3種（中学）委員会より、ジュニアユースのレベルアップを優先する活動方針となった為、川崎市サッカー協会第4種委員会としては、これとは別に独自の活動を行うことに致しました。

1. 活動目的及び指導方針

- (1) 川崎から世界に羽ばたける選手の育成と発掘に努める。
- (2) 技術の向上を求めつつ、創造性、個性の豊かさを伸ばす指導を行う。
- (3) 所属チームを超えた選手同士の交流を深め、ライバル心を引き出し、感性豊かな選手の育成に努める。
- (4) この活動を通して、川崎市全体の選手と指導者のレベルアップに結びつける。
- (5) 市から県へ、県から関東へ、そしてナショナルトレセンに一人でも多くの選手を送り出せるように努める。
- (6) 市長杯、町田ストライカー杯、多摩招待、川崎カップなどの大会に、トレセンメンバーより選出して参加する。

2. 対象選手及び活動人数

- (1) 川崎市サッカー協会第4種委員会に登録しているチームで活動している小学校5年生（U-11）の男女を対象としてスタートさせる。
- (2) 各地区トレセン（川崎7区毎のトレセン）より推薦された選手で、原則として各区よりフィールドプレイヤー：10名前後、ゴールキーパー：1～2名を活動人数とする。（7区合計：70名～100名程度）
但し、モチベーションの低下があり、市トレセン活動の妨げになるとと思われる選手には、十分に説得対応の上、各地区トレセンに戻して再生を促すこともあり得る。さらに成長著しく、誰もが認める選手には追加招集を行うこともあり得る。

3. 活動期間

小学校5年生（U-11）時の8月に開催のサマースクールでこのトレセン活動への意識付けを促し、同年10月から翌年7月までを市トレセン活動の基本活動期間とする。（各区トレセン活動については、この限りではない。）

4. 活動頻度

月1～2回程度とし、3ヶ月に1回程度はゲーム日を設ける。

5. 活動場所

等々力第2サッカー場

（川崎フロンターレユースチームの利用時間を、一部ご提供いただく）

6. 活動日程

第一回：2007年10月17日（水）17：00～18：30

第二回： " 年11月21日（水） " ～ "

第三回： " 年12月19日（水） " ～ "

第四回以降、日程調整中。

★2007年12月1日（土）をゲーム日とする予定。

会場：等々力運動広場

午前：川崎区、幸区、中原区、高津区 ／ 午後：宮前区、多摩区、麻生区

7. 活動費

市トレセン活動では、参加選手からの活動費徴収は本年度は行わないものとする。必要な経費、用具備品などの購入などについては、川崎市サッカー協会より補助するものとする。

8. 指導スタッフ

- ◎チーフ : 三浦大輔
(川崎市サッカー協会第4種委員会強化部副部長)
- ◎サブチーフ : 高崎康嗣
(川崎フロンターレ育成部、神奈川県サッカー協会第4種トレセンスタッフ)
- ◎コーチ : 8～10名程度
(川崎市サッカー協会第4種委員会強化部所属スタッフ及び推薦スタッフ、
川崎フロンターレ育成部スタッフ)
- ◎実施責任者 : 田口 勝
(川崎市サッカー協会第4種委員会強化部部長、技術委員会スタッフ)
- ◎統轄責任者 : 加藤 渉
(川崎市サッカー協会副理事長兼第4種委員会委員長)

9. その他

- (1) 悪天候時は、子供の健康面などを考慮して実施可否を決定します。悪天候時の中止連絡の方法は、参加選手へ事前にお知らせいたします。
- (2) 市トレセン活動時の怪我などについては、最善の方法で対処（応急処置及び病院の紹介など）いたします。
その他については、所属チームが加盟するスポーツ傷害保険の範囲で対応をお願い致します。
- (3) 活動会場までの交通機関については、選手個人・保護者にお任せいたしますが、十分注意の上お越し下さい。活動場所までの往復の事故などについても、所属チームが加盟するスポーツ傷害保険の範囲で対応願います。

以上